

別表 1

妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等療養援護費支給対象者認定基準

		症 候
1 妊娠高血圧症候群 (妊娠中毒症)	(1) 純粹妊娠高血圧症候群 (妊娠中毒症)	全身浮腫又は蛋白尿 3%以上若しくは最高血圧値 170mmHg（又は最低血圧 110mmHg）以上のもの
		下肢及び下腹部の浮腫又は蛋白尿 1%以上若しくは最高血圧値 150mmHg 以上の症候を 2 つ以上有するもの
	(2) 混合妊娠高血圧症候群 (妊娠中毒症)	妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）後遺症で新たに妊娠したもの
		本能性高血圧症又は慢性腎炎に妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）が併発したもの
	(3) 特殊妊娠高血圧症候群 (妊娠中毒症)	子癇、妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）性肺水腫、その他
(4) その他の妊娠高血圧症候群 (妊娠中毒症)	妊娠中において妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）の症候をほとんど示さず、出産後 10 日以内に上記（1）又は（3）の症候を示すもの	
2 糖尿病	(1) 糖尿病	尿のアセトン体が検出されるもの
		血糖値が 170mg/dl 以上のもの（ハゲドルン・ヤンセン法）
	合併症を伴う糖尿病	血糖値が 140mg/dl（ハゲドルン・ヤンセン法）であって、妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）、羊水過多症、結核、尿路感染症、（腎盂炎、膀胱炎等）等の合併症がある場合
3	貧 血	血色素がおおむね 8 g/dl 以下のもの
4	産 科 出 血	産科出血により出血多量で輸血その他の応急処置を必要とするもの
5	心 疾 患	先天性あるいは後天性の心疾患を有し、心不全、肺水腫、心内膜炎、心房細動等の不整脈等の悪化が認められるもの